

介護保険「福祉用具購入費」支給制度について

■ 対象者

山形市の被保険者で、要支援・要介護の認定を受けた方のうち、心身の状況等により、福祉用具購入が必要な方。

■ 給付内容

支給限度基準額（福祉用具購入費用の上限額）は、要介護状態区分にかかわらず1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。

（ただし、同一種目・同一用途の福祉用具購入費の支給については、原則として1回に限られています。）

支払い方法は2種類あります。

- 1 償還払い・・・いったん費用の全額を負担し、申請により9割から7割分保険より給付されます。
- 2 受領委任払い・被保険者が市と契約した事業所に介護給付費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の1割から3割を支払い、残りの9割から7割は市が事業者に直接支払うものです。

■ 対象用具の種目

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能のあるもの
- ・ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室にて使用できるもの）

③ 特殊尿器

- ・ 尿を自動的に吸引するもので、要介護者や介護を行う方が容易に使用できるもの。
 - * 特殊尿器本体は「福祉用具貸与」の対象となります。

② 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 入浴用いす：座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ・ 浴槽用手すり：浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ・ 浴槽内いす：浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ・ 入浴台：浴槽の縁にかけて利用する台であって浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ・ 浴室用すのこ：浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ・ 浴槽内すのこ：浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ・ 入浴用介助ベルト：身体に直接巻き付けて浴槽等への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

④ 簡易浴槽

- ・ 空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。

⑤ 移動用リフトのつり具の部分

- ・ 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
 - * 移動用リフトの本体は「福祉用具貸与」の対象となります。